

## 試験・登録等に係る指定・登録等の基準等の公開について

### ○宅地建物取引業法(昭和27年6月10日 法律第176号)関係

- ①宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づく宅地建物取引主任者試験
- ②宅地建物取引業法第34条の2第5項の規定に基づく指定流通機構
- ③宅地建物取引業法第64条の2の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の業務
- ④宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づく登録講習
- ⑤宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習

### ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年12月8日法律第149号)関係

- ①マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第1項の規定に基づく管理業務主任者試験
- ②マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条の規定に基づくマンション管理業者の業務の改善向上を図るための社員に対する指導、苦情の解決、研修、調査研究等
- ③管理業務主任者証の交付に係る講習
- ④管理業務主任者登録に係る実務講習

### ○不動産特定共同事業法(平成6年6月29日法律第77号)関係

不動産特定共同事業の業務管理者としての能力審査・証明事業

## 宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づく宅地建物取引主任者試験

### (1) 指定基準

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の3

#### (指定の基準)

第16条の3 国土交通大臣は、前条第2項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第1項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
  - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第2項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による指定をしてはならない。
- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
  - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。
  - 三 第16条の15第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
  - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
    - イ 第2号に該当する者
    - ロ 第16条の6第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

### (2) 指定法人

法人の名称	財団法人不動産適正取引推進機構
指定時期	昭和62年5月11日
法人の連絡先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 TEL 03(3435) 8111
指定の理由	宅地建物取引業法第16条の3に基づく指定基準に適合しているため

### (3) 指定基準に係る問い合わせ、照会等

特になし。

## 宅地建物取引業法第34条の2第5項の規定に基づく指定流通機構

### (1) 指定基準

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第50条の2の5

(指定等)

第50条の2の5第34条の2第5項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

- 一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 二 第50条の14第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- 三 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - イ 第5条第1項第1号、第3号又は第3号の2に該当する者
  - ロ 指定流通機構が第50条の14第1項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないもの

### (2) 指定法人

- ① 法人の名称 公益財団法人東日本不動産流通機構  
指定時期 平成9年4月19日  
法人の連絡先 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-3-2 TEL 03(5296) 9350  
指定の理由 宅地建物取引業法第50条の2の5に基づく指定基準に適合しているため
- ② 法人の名称 社団法人中部圏不動産流通機構  
指定時期 平成9年4月19日  
法人の連絡先 〒451-0031 愛知県名古屋市西区城西5-1-14 TEL 052(521) 8589  
指定の理由 宅地建物取引業法第50条の2の5に基づく指定基準に適合しているため
- ③ 法人の名称 社団法人近畿圏不動産流通機構  
指定時期 平成9年4月19日  
法人の連絡先 〒540-0036 大阪府大阪市中央区船越町2-2-1 TEL 06(6943) 5913  
指定の理由 宅地建物取引業法第50条の2の5に基づく指定基準に適合しているため
- ④ 法人の名称 社団法人西日本不動産流通機構  
指定時期 平成9年4月19日  
法人の連絡先 〒732-0824 広島県広島市南区的場町1-1-21 TEL 082(568) 5850  
指定の理由 宅地建物取引業法第50条の2の5に基づく指定基準に適合しているため

### (3) 指定基準に係る問い合わせ、照会等

特になし。

## 宅地建物取引業法第64条の2の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の業務

### (1) 指定基準

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第64条の2

(指定)

第64条の2 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第1項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一 申請者が一般社団法人であること。

二 申請者が宅地建物取引業者のみを社員とするものであること。

三 申請者が第64条の2第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。

四 申請者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第5条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者

ロ 指定を受けた者(以下この章において「宅地建物取引業保証協会」という。)が第64条の2第1項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内にその役員であつた者で当該取消の日から5年を経過しないもの

### (2) 指定法人

①法人の名称	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会
指定時期	昭和48年5月24日
法人の連絡先	〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-6-3 TEL 03(5821) 8121
指定の理由	宅地建物取引業第64条第1項に基づく指定基準に適合しているため
②法人の名称	公益社団法人不動産保証協会
指定時期	昭和48年9月27日
法人の連絡先	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30 TEL 03(3263) 7055
指定の理由	宅地建物取引業第64条第1項に基づく指定基準に適合しているため

### (3) 指定基準に係る問い合わせ、照会等

特になし。

宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づく登録講習  
(宅地建物取引業法第16条第3項)

(1) 登録基準

宅地建物取引業法第16条第3項

(登録講習期間の登録)

第17条の3 第16条第3項の登録は、登録講習の実施に関する業務(以下「講習業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第3項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第17条の14の規定により第16条第3項の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(登録基準等)

第17条の5 国土交通大臣は、第17条の3の規定により登録を申請した者の行う登録講習が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

別表(第17条の5関係)

(略)

(2) 登録法人

<http://www.mlit.go.jp/common/000216151.pdf>

(3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習  
(宅地建物取引業法施行規則第13条の17)

(1) 登録基準

(登録の申請)

第13条の17 前条第1号の登録は、登録実務講習の実施に関する事務(以下「登録実務講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第1号の登録を受けようとする者(以下「登録実務講習事務申請者」という。)は、別記様式第3号の9による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員(、持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575第1項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員をいう。次条第3号において同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第13条の19第1項第2号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録実務講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第13条の18 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第13条の16第1号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

二 第13条の28の規定により第13条の16第1号の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

三 法人であつて、登録実務講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第13条の19 国土交通大臣は、第13条の17の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第13条の21第4号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであること。

二 講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ 取引主任者として宅地建物取引業に七年以上従事した経験を有する取引主任者であつて、宅地及び建物の取引の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者

ロ 弁護士、不動産鑑定士又は税理士であつて宅地及び建物の取引に係る実務に関する知識を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第13条の16第1号の登録は、登録実務講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録実務講習を行う者(以下「登録実務講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録実務講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録実務講習事務を開始する年月日

(2)登録法人

<http://www.mlit.go.jp/common/000213606.pdf>

(3)登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第1項の規定に基づく管理業務主任者試験  
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第1項及び同条第2項において準用する第8条)

(1) 指定基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

第58条第3項において準用する第11条第3項及び4項

(指定試験機関の指定)

第11条

3 国土交通大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

4 国土交通大臣は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。

四 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であること。

五 役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第3号に該当する者

ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第58条第3項において準用される同法第13条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から2年を経過しない者

(2) 指定法人

法人の名称 : 社団法人 高層住宅管理業協会

指定・登録時期 : 平成13年8月10日

法人の連絡先 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号 TEL 03(3500)-2721

指定・登録の理由 : マンションの管理の適正化の推進に関する法律第58条第3項において準用する第11条第3項及び第4項に基づく指定基準に適合しているため

(3) 指定基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 8,900円

積算根拠 2,244円(人件費)+6,681円(物件費)

≒8,900円

# マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条の規定に基づくマンション管理業者の業務の改善向上を図るための社員に対する指導、苦情の解決、研修、調査研究等

## (1) 指定基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第95条

(指定)

### 第95条

国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 社員の営む業務に関し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 二 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情の解決を行うこと。
- 三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対し、研修を行うこと。
- 四 マンション管理業の健全な発達を図るための調査及び研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。

## (2) 指定法人

法人の名称	社団法人高層住宅管理業協会
指定時期	平成13年8月14日
法人の連絡先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門虎ノ門1丁目13番3号 TEL 03(3500)-2721
指定の理由	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条に基づく 指定基準に適合しているため

## (3) 指定基準に係る問い合わせ、照会等

特になし。

## 管理業務主任者証の交付に係る講習

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項、第61条第2項)

### (1) 登録基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

(欠格条項)

第41条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、第41条の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第41条の13の規定により第41条の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第41条の4 国土交通大臣は、第41条の2の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(準用基準)

第61条の2 第41条の2から第41条の18までの規定は、登録講習機関について準用する。(以下略)

別表第二(第61条の2関係)

(略)

### (2) 登録法人

法人の名称 : 社団法人 高層住宅管理業協会  
登録時期 : 平成16年3月18日  
法人の連絡先 : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号 TEL 03(3500)-2721  
登録の理由 : マンションの管理の適正化の推進に関する法律第61条の2において準用する同法第41条の3及び第41条の4第1項に基づく登録要件に適合しているため

### (3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

## 管理業務主任者登録に係る実務講習

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項(国土交通大臣が実務の経験を有するものと同程度の能力を有すると認めたもの)の規定に基づく、同法施行規則第69条第一号の講習機関の登録)

### (1)登録基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第69条の3及び第69条の6

#### (欠格条項)

第69条の3 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第69条第1号の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 二 第69条の13の規定により第69条第一号の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- 三 法人であって、登録実務講習事務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

#### (登録実務講習事務の実施に係る義務)

第69条の6 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

- 一 試験に合格した者で、第68条に定める期間以上の実務の経験を有しない者に対し、登録実務講習を行うこと。
- 二 登録実務講習を毎年1回以上行うこと。
- 三 講義及び登録実務講習修了試験により登録実務講習を行うこと。
- 四 次の表の第1欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる内容を同表の第3欄に掲げる講師により、おおむね同表の第4欄に掲げる時間を標準として登録実務講習を行うこと。

科目	内容	講師	時間
一 法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務の委託契約及び法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	一 弁護士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	七時間
二 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目	管理組合の会計及び財産の分別管理に関する事項	一 公認会計士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	三時間
三 マンションの建物及び付属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目	建物の維持保全及び長期修繕計画並びに大規模修繕に関する事項	一 一級建築士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	五時間

- 五 受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認すること。
- 六 第4号の表の第1欄に掲げる科目に応じ、適切な内容の教材を用いて登録実務講習を行うこと。
- 七 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 八 登録実務講習修了試験は、講義の終了後に国土交通大臣の定めるところにより行い、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。
- 九 登録実務講習を実施する日時、場所その他登録実務講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- 十 登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。
- 十一 終了した登録実務講習の教材及び国土交通大臣の定めるところにより作成した登録実務講習修了試験の合格基準を公表すること。
- 十二 登録実務講習を修了した者(以下「修了者」という。)に対し、別記様式第16号の3による修了証(以下単に「修了証」という。)を交付すること。
- 十三 登録実務講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が登録実務講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(別記様式 略)

## (2)登録法人

法人の名称	社団法人 高層住宅管理業協会
登録時期	平成18年8月11日
法人の連絡先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号 TEL 03(3500)-2721
登録の理由	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第69条の3及び第69条の6に基づく登録要件に適合しているため

## (3)登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし。

## 不動産特定共同事業の業務管理者としての能力審査・証明事業

(不動産特定共同事業法第17条第1項、同法施行規則第17条第1項第3号)

### (1) 登録基準

不動産特定共同事業法施行規則

(業務管理者の要件等)

第17条 法第17条第1項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二 (略)

三 第1号に掲げる者(不動産特定共同事業の業務に関し3年以上の実務の経験を有する者)と同等以上の能力を有すると認められることを証明する事業として、次条から第17条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録証明事業」という。)による証明を受けている者

2～5 (略)

(登録の申請)

第17条の2 前条第1項第3号の登録は、登録証明事業を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一項第三号の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録証明事業を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする証明事業の名称

四 登録証明事業を開始しようとする年月日

五 試験委員(第17条の4第1項第2号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでに該当する者(以下「試験委員」という。)にあっては、その旨

六 登録を受けようとする証明事業に係る試験の科目及び内容

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員(持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)にあっては業務を執行する社員をいい、役員が法人であるときは当該役員の職務を行うべき者をいう。次条第3号において同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

三 試験委員が第17条の4第1項第2号イからハまでに該当する者(以下「試験委員」という。)にあっては、その資格等を有することを証する書類

四 登録証明事業以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書面

五 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第17条の3 次の各号のいずれかに該当する者が行う証明事業は、第17条第1項第3号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

二 第17条の13の規定により第17条第1項第3号の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

三 法人であって、登録証明事業を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(登録要件等)

第17条の4 国土交通大臣は、第17条の2の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合して

いるときは、その登録をしなければならない。

一 第17条の6第1項第1号イからチまでの事項を含む内容について登録証明事業に係る試験（以下「登録試験」という。）が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者5名以上によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 不動産取引に係る業務に7年以上従事した経験があり、かつ、不動産特定共同事業その他の不動産の証券化の実務に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ロ 弁護士、公認会計士、税理士又は不動産鑑定士であって不動産取引に係る実務に関する知識を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第17条第1項第3号の登録は、登録証明事業登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録証明事業を行う者（以下「登録証明事業実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録証明事業を行う事務所の名称及び所在地

四 登録証明事業の名称

五 登録証明事業を開始する年月日

## (2) 登録法人

法人の名称 : 一般財団法人 日本ビルディング経営センター

登録時期 : 平成18年10月27日

法人の連絡先 : 〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 TEL 03(3211) 6771

登録の理由 : 不動産特定共同事業法施行規則第17条の4に基づく登録要件に適合しているため

法人の名称 : 公益財団法人 不動産流通近代化センター

登録時期 : 平成19年3月12日

法人の連絡先 : 〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番21号 TEL 03(5843) 2070

登録の理由 : 不動産特定共同事業法施行規則第17条の4に基づく登録要件に適合しているため

法人の名称 : 一般社団法人 不動産証券化協会

登録時期 : 平成19年7月13日

法人の連絡先 : 〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番20号 TEL 03(3505) 8001

登録の理由 : 不動産特定共同事業法施行規則第17条の4に基づく登録要件に適合しているため

## (3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし